

### 第 3 7 号議案

#### 桶川市学校給食費条例の一部を改正する条例

桶川市学校給食費条例（令和 2 年桶川市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
附 則 この条例は、 <u>令和2年8月25日</u> から施行する。	附 則 この条例は、 <u>令和2年8月20日</u> から施行する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 2 日提出

桶川市長 小 野 克 典

#### 提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、桶川市の小学校及び中学校の夏季休業期間を短縮する必要が生じ、令和 2 年度 2 学期の開始日が変更になることに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。